（保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部改正）

第九条　保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（処方箋の確認等） **第三条**　（略） ２　（略） ３　療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）第五条第一項の規定により同項に規定する書面による請求を行つている保険薬局及び同令第六条第一項の規定により届出を行つた保険薬局については、前項の規定は、適用しない。 ４　（略）	（処方箋の確認等） **第三条**　（略） ２　（略） ３　療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）第五条第一項の規定により同項に規定する書面による請求を行つている保険薬局及び同令第六条第一項の規定により届出を行つた保険薬局については、前項の規定は、適用しない。 ４　（略）

（国民健康保険法施行規則の一部改正）

第十条　国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（特別療養費に係る療養に関する届出等） **第二十七条の六**　（略） ２　前項の届書の様式は、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）に定める診療報酬明細書又は調剤報酬明細書の様式の例によるものとする。 ３・４　（略） **第二十七条の七**　（略） ２　前項の届書の様式は、訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成四年厚生省令第五号）に定める訪問看護療養費明細書の様式の例によるものとする。 ３・４　（略）	（特別療養費に係る療養に関する届出等） **第二十七条の六**　（略） ２　前項の届書の様式は、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）に定める診療報酬明細書又は調剤報酬明細書の様式の例によるものとする。 ３・４　（略） **第二十七条の七**　（略） ２　前項の届書の様式は、訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（平成四年厚生省令第五号）に定める訪問看護療養費明細書の様式の例によるものとする。 ３・４　（略）

（児童扶養手当法施行規則の一部改正）

第十一条　児童扶養手当法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第十四条第四号に規定する内閣府令で定める自立を図るための活動） **第二十四条の三**　法第十四条第四号に規定する内閣府令で定める自立を図るための活動は、公共職業能力開発施設、専修学校等に在学していることその他の職業能力の開発及び向上を図るための活動とする。 （令第六条の三第二項第二号、第六条の五第二項第二号及び第六条の六第二項第一号の内閣府令で定める方法によつて計算した額） **第二十四条の四**　令第六条の三第二項第二号の内閣府令で定める方法によつて計算した額は、次の表の第一欄に掲げる規定によりその支給を停止された同表の第二欄に掲げる給付について、当該給付（法第十三条の二第一項第二号又は第三号に規定する公的年金給付である場合にあつては、同項第二号又は第三号に規定する加算に係る部分に限る。）の全額とする。ただし、同表	（法第十四条第四号に規定する厚生労働省令で定める自立を図るための活動） **第二十四条の三**　法第十四条第四号に規定する厚生労働省令で定める自立を図るための活動は、公共職業能力開発施設、専修学校等に在学していることその他の職業能力の開発及び向上を図るための活動とする。 （令第六条の三第二項第二号、第六条の五第二項第二号及び第六条の六第二項第一号の厚生労働省令で定める方法によつて計算した額） **第二十四条の四**　令第六条の三第二項第二号の厚生労働省令で定める方法によつて計算した額は、次の表の第一欄に掲げる規定によりその支給を停止された同表の第二欄に掲げる給付について、当該給付（法第十三条の二第一項第二号又は第三号に規定する公的年金給付である場合にあつては、同項第二号又は第三号に規定する加算に係る部分に限る。）の全額とする。ただし、